

(平成21年6月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中央第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

## 厚生年金 事案 2306

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和27年9月1日に、A社C支店における資格喪失日に係る記録を28年9月1日に訂正し、27年8月の標準報酬月額を7,000円、28年8月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月20日から同年9月1日まで  
② 昭和28年8月25日から同年9月1日まで

昭和26年4月1日にA社に入社以来、平成3年8月30日の退職日まで継続して勤務していた。退職金計算書があるため、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の退職金計算書及びB社への照会の回答により、申立人がB社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該事業所の回答によると、同社では転勤時における厚生年金保険の資格取得及び喪失日は、人事異動のあった翌月の初日として届け出るのが通常の実態とされているところ、申立期間については、転勤時まで所属した事業所が届出誤りをしたものであるとしていることから、申立期間①における資格喪失日を昭和27年9月1日、申立期間②における資格喪失日を28年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年7月及び28年7月の社会保険事務所の記録から、申立期間①の標準報酬月額については7,000円、申立期間②の標準報酬月額については8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 2307

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 43 年 6 月 1 日まで

昭和 39 年 4 月から 43 年 5 月まで、A 社に調理人として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。1 万 5,000 円ほどの給与で、400 円から 500 円の厚生年金保険料が控除されていたはずなので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社における申立人の同僚等の供述、申立人から提出された社員旅行の写真から、申立人が当該事業所において勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立人は A 社における厚生年金保険の加入記録は無く、B 社（申立人から提出された資料により、A 社から営業譲渡を受け設立された事業所であることが確認できる。）において、昭和 43 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このことについて、申立人同様、B 社において昭和 43 年 6 月 1 日に資格取得している同僚に照会したところ、回答者 62 名中 51 名が A 社時代から勤務していたと回答しているが、そのうち、A 社における被保険者記録があるのは 4 名であった。

また、上記社員旅行の写真から、A 社には 200 名前後の従業員が居たと思われるが、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿によると、申立期間における厚生年金保険被保険者は 30 名前後であることが確認できる。

これらのことから、当時、当該事業所は、本来厚生年金保険の加入対象となるべき者のうち、大多数の者の資格取得届を提出していなかったことが推認できる。

さらに、A 社における被保険者記録の無い者の厚生年金保険料の控除につ

いては、申立人と同じ店舗で調理人として勤務した同僚は、A社では厚生年金保険料は控除されていないと供述しているところ、同人から提出された給与支払明細書によると、A社で勤務していた昭和43年2月分、同年4月分及び同年5月分の給与からは、厚生年金保険料は控除されておらず、B社に勤務した同年6月分から厚生年金保険料が控除されている事実が確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成2年7月2日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、同年10月1日から3年4月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月2日から同年10月1日まで  
② 平成2年10月1日から3年4月1日まで

社会保険庁の記録では、申立期間①については、A社の厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成2年10月1日となっているが、実際は、同年7月2日に入社している。また、申立期間②については、同庁記録の標準報酬月額が38万円となっているが、給与は60万円であった。入社日及び給与額が明記されている雇用保険被保険者離職票及び源泉徴収票を提出するので、申立期間①については厚生年金保険の被保険者期間として認め、申立期間②については正しい標準報酬月額に訂正し、それに基づく年金額を支給して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険被保険者離職票及び平成2年分の源泉徴収票から、A社の入社日が2年7月2日であることが確認できる。しかし、当該事業所は当該期間について社会保険事務所における適用事業所となっておらず、申立人は国民年金の第1号被保険者として国民年金保険料を納付している。また、当該事業所の給与計算、社会保険手続、経理事務等は、親会社であるB社が行っており、同社においては、厚生年金保険被保険者の資格取得までは給与から保険料が控除されていなかったとの同社の従業員の供述があることから、申立てに係る事業所も厚生年金保険被保険者の資格取得までは、厚生年金保険料を給与から控除していなかったと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、雇用保険被保険者離職票から、当該期間に係る申立人の給与が月額 60 万円との記載があり、社会保険庁に記録されている標準報酬月額（38 万円）との差異が認められる。また、申立てに係る事業所の他の従業員からも、実際の給与額より社会保険庁の標準報酬月額が低いとの供述がある。

しかしながら、B社の従業員が提出した給与明細書及び他の従業員が供述した給与明細の内容から、同社においては、厚生年金保険料は資格取得月の給与から控除し、その控除額については、社会保険庁が記録している標準報酬月額から算出された保険料額であり、実際の給与額から算出された保険料額でないことが確認できる。

なお、申立人は平成2年分の源泉徴収票を提出しているが、同票に記載された社会保険料控除額（以下「徴収票上の社会保険料控除額」という。）から当該期間に係る厚生年金保険料の控除額を算出するには、A社における社会保険加入前の期間に係る国民年金等の社会保険料の年末調整申告額の特定が必要であるところ、本件ではこれを特定する資料がないため、当該控除額を算出することができず、これを補うため、得られた資料に基づき当該国民年金等の社会保険料の納付時期等を勘案するなどして種々の仮定に基づいた試算を行ったが、結果は同様であった。よって、提出された徴収票上の社会保険料控除額の記載は申立人の主張を基礎付けるものとは認められない。

これらのことから、申立てに係る事業所は、従業員に支払った給与支給額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出ることが常態となっていたと推認され、また厚生年金保険料については、社会保険庁に記録されている標準報酬月額から算出した額を従業員の給与から控除していたと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。